

答弁書第一一五号

内閣参質一七〇第一一五号

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問に対する答弁書

一及び二について

安心実現のための緊急総合対策（平成二十年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において導入された原材料価格高騰対応等緊急保証制度の事業規模は、現時点では六兆円であるが、同制度に基づく全国の信用保証協会による保証の承諾金額の累計（以下「累計承諾額」という。）は、平成二十年十二月九日現在で一兆五千億円となっている。

今後、経済情勢や中小企業者の資金需要の変動により、累計承諾額が急激に増加する可能性もないわけではないが、その場合でも、平成二十年末までに累計承諾額が六兆円に達することはないと見込んでいる。

他方、年度末に中小企業者の資金需要が高まる一般的な傾向を踏まえれば、平成二十年度末を待つことなく、累計承諾額が六兆円に達する可能性がある。

